

# News Letter vol.8

## Contents

● 弁護士コラム	画像のリツイートが著作権侵害になる！	弁護士 拾井 美香
● 弁護士コラム	テレワーク時の労働時間管理	弁護士 伊山 正和
● 弁護士コラム	遺言書を法務局に預けられる制度がスタートしました。	弁護士 野崎 隆史
● 弁護士コラム	明確区分性を欠いた賃金規定の落とし穴	弁護士 船岡 亮太

## TOPICS Column

### 画像のリツイートが著作権侵害になる！

2020年7月21日、最高裁判所が注目すべき判断を示しました。

#### 1. 事案の概要

写真家の男性が、自身のウェブサイトにて、自身の氏名や著作権を示す「©」マークを付した上で、自らが撮影した写真の画像を掲載したところ、この画像がツイッターに無断転載され、さらにリツイート(RT)されました。

男性は、無断転載者、RT者が男性の著作権・著作人格権を侵害するとし、これらの者の発信者情報の開示を求め、ツイッター社を訴えました。

ツイッターのシステム上、タイムラインに画像を投稿すると、投稿者の意図とは無関係に、画像の上下が自動的にトリミングされ、この事案では男性の氏名等がカットされました。

#### 2. 争点

このような投稿者の意図によらないトリミングが著作人格権(同一性保持権・氏名表示権)を侵害するか否かが争われました。

弁護士・弁理士

拾井 美香



#### 3. 裁判所の判断

知財高裁は、トリミングについて著作人格権の侵害を認め、RTした者についても発信者情報の開示を命じました。

最高裁も、ツイッターのシステムによるものであっても、RT者はかかるシステムを利用してRTを行っており、画像の著作人名がカットされた状態で表示されたのはRT者の行為の結果であるとして、知財高裁の判断を維持しました。

#### 4. まとめ

今回の判断により、**ツイッターで画像付き投稿をRTする場合は、その画像の著作権の有無等に注意する必要があります。**

画像付き投稿のRTにより著作権侵害を指摘された場合には、速やかに削除するようにしましょう。

## テレワーク時の労働時間管理

弁護士

伊山 正和



この間の社会情勢の劇的な変化により、急に普及しはじめたテレワークですが、その間の労働時間管理について、お悩みの方は多いことと思います。

よくおうかがいする方法は、始業時刻と終業時刻について、それぞれ報告を受けるという仕組みです。

職場で仕事をする場合と同じように考えれば、**始業時刻と終業時刻とをそれぞれ報告してもらうという方法は、タイムカードを押すのと何も変わらないように**思います。

しかし、テレワークはいわば、自宅が仕事場になる方法なので、どこまでが生活でどこからが仕事かの区別がつきにくく、人によっては作業能率自体が下がることもあり得ます。

職場で仕事をする場合には、始業と終業の間は、仕事に専念しているといえるでしょうが、テレワークの場合は必ずしもそうとは限らないといえます。

そこで、定期的に会議を開いたり、定時報告をさせたり、あるいは日報の提出を求める等の方法も提案されることがありますが、**テレワークだからといって、これまでなかった仕事を増やすことは得策とはいえません。**

**始業と終業の間に仕事に専念しようといまいと、会社としては結果さえ出してくればよいという割り切りこそが重要です。**

法律上、**事業場外みなし労働時間制度**という仕組みがあり、

- ①当該業務が、起居寝食等私生活を営む自宅で行われること
  - ②当該情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと
  - ③当該業務が、随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと
- という要件を満たせば、始業・終業の申告がなくても、所定労働時間を働いたとみなすことができます。

**これとあわせて、テレワーク中の時間外労働や休日時の作業を禁止することで、残業の抑制をはかることが可能となります。**

テレワークは、上手な労務管理の仕組みと組み合わせれば、企業にとっても有効な方法となる可能性を持っています。

**まずは労働時間管理の方法から、是非とも見直してみてください。**

## 遺言書を法務局に預けられる制度がスタートしました。

### 1. 自筆証書遺言書保管制度

2020年7月10日から、自筆証書遺言書を法務局に預けられる制度がスタートしました。

遺言には大きく2種類あります。自筆で全文を記載する**自筆証書遺言書**と、公証人に文面を作成してもらう**公正証書遺言書**です。皆様がイメージされる手書きの遺言書は、自筆証書遺言書です。

### 2. 自筆証書遺言書の保管場所

公正証書遺言書は、遺言を残した人が概ね120歳になるまで公証人役場で保管されますので、**紛失や廃棄、改竄等のリスク**はほとんどありませんでした。これに対し、自筆証書遺言書の保管方法に定めはなく、上記リスクが指摘されていました。そこで、上記リスクに対応するため、公的機関である**法務局で遺言書を保管する制度**がスタートしました。

### 3. 検認が不要

「争族」問題に直面する私達が弁護士目線でこの制度を見た場合、この制度の大きなメリットは、**検認が不要になる**という点だと思われます。

検認というのは、自筆証書遺言書がある場合、その遺言書を持っている相続人等が、遺言書を開封する前に家庭裁判所に遺言書があることを申し立て、家庭裁判所でその遺言書を開封するという手続です。この手続を怠った場合、**5万円以下の過料**に処せられる可能性があります。

弁護士

野崎 隆史



検認の手続では、**家庭裁判所から他の相続人に対し、家庭裁判所への呼出状が発せられます**ので、それをきっかけに「争族」が生じたりすることがあります。しかし、法務局に遺言書を保管しておけば、この手続を省略できます。

私達は検認の場面に何度も立ち会っていますが、それまで疎遠だった親族が、久しぶりに再会するにもかかわらず、公的機関からの呼出状がきっかけになって家庭裁判所という非日常的な場所に集合することになり、しかも、内心には、遺産がいくらあるのだろうか、申立人は独り占めするつもりではないだろうか等といった疑心暗が生じたりしますので、**なかなか緊張感がある手続**です。

新しい制度では、これを回避することで**相続手続の円滑化**が期待されています。

### 4. 弁護士にご相談を

自筆証書遺言書は、これまでよりも要件が緩和されたとはいえ、本文を自筆で記載しなければならないことには変わりませんし、そもそも内容が違法であれば意味がありませんので、弁護士にご相談いただきたいと思います。

遺言書は**早めに正しく作成**し、「争族」を回避しましょう！

## 明確区分性を欠いた賃金規定の落とし穴

今年3月、未払割増賃金(いわゆる残業代)に関する重要判例が出ました。

### 1. 事案の概要

大手タクシー会社Yに勤めていたXらが、未払割増賃金等を請求した事件です。

### 2. Yの賃金規則

Yの賃金規則では、基本給等(固定給)のほか、(a)深夜手当、(b)残業手当、(c)公出手当(※公出とは、所定乗務日数を超える出勤のこと)、(d)歩合給が定められており、それぞれ次のとおり算定されていました。

(a)～(c)の各手当＝「固定給の時間単価」×割増率×時間外労働等の各時間数＋「対象額A÷総労働時間」×割増率×時間外労働等の各時間数

(d) 歩合給(1)＝対象額A－(a)+(b)+(c)＋交通費)

なお、「対象額A」とは、売上(揚高)から一定の経費分を控除した額に、一定割合を乗じて算出される額です。タクシーの売上が多いほど「対象額A」の金額も大きくなります。

### 3. Yの賃金規則の問題点

(a)～(c)は、時間外労働等の各時間数に応じて支払われますが、他方、歩合給(1)の算定にあたり、対象額Aから控除される数額としても用いられています。時間外労働等がなければ(a)～(c)が0円になり、対象額Aから交通費のみを控除した全額が歩合給(1)となるのに対し、**時間外労働等があれば(a)～(c)の合計額が対象額Aから控除され、歩合給(1)が減ります。**

弁護士

船岡 亮太



### 4. 最高裁の判断

**労基法 37 条の割増賃金が支払われたかを判断するためには、「通常の労働時間の賃金」と「割増賃金に当たる部分」が判別可能でなければなりません(高知県観光事件)。**

上記問題点を踏まえると、(a)～(c)は、本来「歩合給(1)」として支払われるべき部分も相当程度含んでいることとなります。「歩合給(1)」は、「通常の労働時間の賃金」なので、「割増賃金に当たる部分」との判別ができず、**労基法 37 条の割増賃金が支払われたとは言えない、と判断されました。**

### 5. まとめ

「通常の労働時間の賃金」と「割増賃金に当たる部分」が判別可能かどうかは、いわゆる固定残業代を採用する場合にも生じます。詳しくは **News Letter Vol.4「固定残業代が残業代と認められない?!」**(弁護士伊山正和)をご覧ください。

**未払割増賃金の問題は、タクシー会社のみならず、時間外労働等のある全ての企業にとって非常に重要な問題**です。

賃金規程に不安のある方は、いつでも私達にご相談ください。

